



世界にはばたけ!

都城の子どもたち



市では、国際感覚豊かな子どもたちを育成する、さまざまな取り組みを進めています。今回は、8月と9月に実施した「中学生海外交流事業」と、国際化に対応する人材育成を支える外国語指導助手（ALT）の活動を紹介します。

◎問い合わせ 学校教育課 ☎23-9544

心に残った派遣事業



内田 一輝さん
(姫城中2年)

英語が好きで、学校で学んだことがどのくらい通用するのか試してみたいと思い、参加しました。

初めての海外ということもあり少し不安を感じていましたが、手を振って出迎えてくれるなど穏やかな人が多く、とても友好的な印象を受けました。英語はスラスラとは話せませんでしたが、単語やジェスチャーでコミュニケーションを取ることができました。

これからも、いろいろな国のの人たちと出会う機会があれば、積極的に参加したいです。



国際感覚豊かな子どもを育成
市では、日本の文化とともに外国の文化を理解し、国際化社会に柔軟に対応できる子どもたちの育成に取り組んでいます。
小・中学校では、ALTや国際交流員（CIR）が、英語を中心とした外国語教育や国際理解教育などを行い、語学力の向上と国際感覚の醸成を支援しています。
さらに、本年度は、海外の文化に対する理解をより一層深めるため、市内の中学生とオーストラリアの中学生が互いにホームステイを行う交流事業を実施しました。今後、子どもたちが外国の文化に触れる機会を設け、国際感覚豊かな人材に育つよう、これらの取り組みを進めていきます。

海外で学校生活を体験
8月3日から9日にかけて、本市の中学生10人が、オーストラリアのブリスベン近郊のクイーンズランド州立バーペンガリー・ステイト・セカンダリー・カレッジ（BSSC）を訪問しました。
生徒らは、現地のホストファミリー宅にホームステイしながら、「バディ」と呼ばれる担当の生徒と一緒に学校生活を体験。英語の研修を受けたたり、数学や芸術の授業に参加したりしました。
また、本市を代表する祭りである「盆地まつり」をオーストラリアの生徒たちに紹介。祭りのメニューでもある「サンバヤッサ」を披露し、一緒になって踊るを楽しみました。

「みやこじょう」でも異文化交流

9月27日から29日にかけて、BSSCの生徒たちを本市に招いて、姫城、沖水、高城の各中学校で交流事業を実施しました。

BSSCの生徒たちは、高千穂牧場や関之尾滝など本市の観光地を巡った後、受け入れに応じた生徒の家庭にホームステイし、各学校の授業に参加。書道や七夕飾りづくりなどを通して日本の文化を体験するとともに、給食や清掃など、オーストラリアの学校にはない活動にも触れました。

また、昼休みに一緒にサッカーをしたり、放課後の部活に参加したりするなど、生徒同士の交流も活発に行いました。

最終日には、学校ごとに趣向を凝らした体験授業を実施。姫城中



日本語を使った新聞制作（姫城中学校）



お月見だんご作り（沖水中学校）



日本の遊び体験（高城中学校）

学校では「日本語を使った新聞制作」、沖水中学校では、日本の風習である「お月見だんご作り」、高城中学校では、けん玉やお手玉など「日本の遊び」を体験。BSSCの生徒たちは、初めての体験に目を輝かせながら一生懸命取り組んでいました。

ホームステイ先として生徒を受け入れた松山梨乃花さん（沖水3年）は「言葉が違って、ジェスチャーを交えるなど、工夫してコミュニケーションをとることで、心が通じ打ち解けることができました。オーストラリアと日本の文化の違いはあつたけれど、違いがあるからこそ日本文化の良さを知ってもらえてうれしかった。これからは英語の勉強をがんばって、将来は自分も海外に滞在してみたい」と笑顔で目標を話していました。

英語力の向上と豊かな国際感覚の育成をサポートするALT

市では、14人のALTが、小中学校で児童・生徒の英語力の向上と、国際理解教育につながる活動をしています。

英語に親しむ環境を提供

小学校では5・6年生、中学校では全学年で、日本人教師と一緒に英語を指導。ゲームなどを楽しみながら、英語に触れる機会を提供しています。中学校では、英語暗唱・弁論大会に出場する生徒の原稿をチェックしたり、発表の仕方なども指導したりします。これらをきっかけに、英語を好きになる生徒も増えています。



外国を身近に感じる

語学指導以外にも、給食の時間などさまざまな機会を通して自国の文化を紹介。ALTとの触れ合いを通して外国の文化を身近に感じることができます。

ALTからのメッセージ

学校での授業や交流を通して、子どもたちが世界に興味を持ってくれてうれしいです。

見掛けたら、気軽に声を掛けてください。

今年度の新ALTです。よろしくお祈いします



ドノヴァン・セイさん
(アメリカ・中学校担当)



ロス・マーティンさん
(イギリス・小学校担当)



ジェイク・スミスさん
(オーストラリア・小学校担当)



ごみ減量化 まったなし!

都城市クリーンセンターが稼動し、ビニール、プラスチック類が燃やせるごみとなった平成27年3月以降、ごみの総排出量が大きく増加。この結果、クリーンセンターに過度な負荷が掛かっています。今回はごみ処理の状況をお知らせするとともに、ごみの減量化や適正な処理について緊急特集します。

解決が迫られる喫緊の課題

ごみ量が増えた原因としては、「燃やせるごみに資源ごみであるペットボトルや白色トレイが出されている」、「事業所から出されるごみに産業廃棄物が混入している」などが考えられます。

ごみ量の増加は、処理経費を高め、クリーンセンターの焼却設備に過度な負担を掛けるだけでなく、限りある資源を無駄にしています。

ごみの減量は一人一人の行動から

ごみの減量化や再資源化を進めるには、市民や事業者の皆さん一人一人の行動が大切です。

「ずっと暮らしたい都城」を指し、快適な生活環境を守るとともに、より良い環境を未来に引き継いでいくため、ごみの減量化、分別に協力ください。

◎問い合わせ 環境業務課 ☎24-5560

1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)

	都城市			宮崎県			全国		
	生活系	事業系	合計	生活系	事業系	合計	生活系	事業系	合計
平成22年度	659	545	1,204	649	340	989	697	279	976
平成23年度	672	567	1,239	642	338	980	696	280	976
平成24年度	685	539	1,224	650	336	986	685	279	964
平成25年度	685	535	1,220	649	319	968	678	280	958
平成26年度	699	577	1,276	645	328	973	668	279	947

※市民1人1日当たりのごみ排出量は、国や県と比べて多い状況です。特に、事業所から出される事業系のごみ量が多くなっています

市民の皆さんへのお願い

市や県では、4R運動を基本として、次の項目にも注意しながら、ごみの減量化と再資源化への協力をお願いしています。

ごみ減量の切り札！ 4R運動 ※6月号でも紹介しています

1R (リフューズ) Refuse

ごみになるものを断る

- ・レジ袋を断り、マイバッグを利用する
- ・過剰包装を断り、簡易包装を選ぶ
- ・使い捨てる物(割り箸、ストローなど)は断る

2R (リデュース) Reduce

ごみを減らす

- ・必要かどうか、よく考えてから買う
- ・詰め替え可能な製品を選ぶ
- ・食材を有効に使い切る
- ・食べ残し、飲み残しをしない

4R (リサイクル) Recycle

再生利用する

- ・ペットボトルや缶類、びん類、紙類、白色トレイの分別を徹底する
- ・公民館の資源ごみステーション、スーパーの店頭回収、自治公民館や学校の集団回収などを利用する

3R (リユース) Reuse

くり返し使う

- ・修理して使う
- ・必要とする人に譲る
- ・リサイクルショップ、フリーマーケットを利用する

事業者の皆さんへのお願い

事業所から出される本市のごみの量は、国や県と比べても非常に多い状況で、発生抑制と適正な処理が課題となっています。

- ・ペットボトルや空き缶類、びん類、紙類、白色トレイなど資源ごみの分別を徹底する
- ・ペットボトルや白色トレイは、洗ってから資源ごみに出す
- ・食べ残しをなくす
- ・名刺より大きな紙類は、リサイクルするよう心掛け、新聞や雑誌類などと一緒に資源ごみに出す
- ・せん定ごみは、乾燥させてから持ち出す

なお、事業系廃棄物のビニールやプラスチック類は、産業廃棄物であることから、市の施設では受け入れできません。

・事業系ごみの分別を徹底する
・産業廃棄物は、適正に処理する

ごみ処理に関する問い合わせ

- 収集に関すること 環境業務課 ☎24-5560
- 焼却処理に関すること クリーンセンター ☎45-6677
- 埋立処分に関すること 環境施設課 ☎23-3319
- 不燃物・資源処理に関すること リサイクルプラザ ☎36-3900
- 産業廃棄物に関すること 都城保健所 ☎23-4504

屋外焼却・不法投棄は違法行為です！

屋外焼却は法律により禁止されていますが、近年、ごみなどの屋外焼却に対する苦情が増えています。住みやすい環境を保つため、ごみはルールを守って、適正に処理しましょう。

◎問い合わせ

屋外焼却・不法投棄の情報
環境政策課 ☎23-2130
各総合支所市民生活課
農業用廃プラスチックの処理 農産園芸課 ☎23-2425

生活に影響を及ぼす屋外焼却

法律により、ごみの屋外焼却は禁止されていますが、違法な屋外焼却が後を絶ちません。

空き地などで雑草やごみを燃やす行為は、「洗濯物に臭いが付く」「煙で咳が止まらない」など、住民間のトラブルに発展したり、健康に影響を及ぼしたりすることが懸念されます。また、火災発生にもつながりかねません。



適正な処理に協力ください

営農のためのおげ焼きや、野焼きなどのやむを得ない場合を除き、屋外での焼却はできません。

雑草やごみを処分するときは、適正に分別してからごみステーションに持ち出してください。



また、農業用ビニールなどの屋外焼却は、特に厳しい取り締まりを行っています。適正な処理に協力ください。

屋外焼却を発見したら

住みやすい環境を守るためには、市の監視活動だけではなく、市民の皆さんの協力が不可欠です。屋外焼却を発見したときは、環境政策課や各総合支所市民生活課、または、最寄りの交番へ通報してください。

まちの景観を損なう不法投棄

家庭ごみや産業廃棄物などの不法投棄に関する苦情も、多数寄せられています。投棄されたごみは新たなごみを呼び、さらに大量の投棄につながる恐れもあります。不法投棄はまちの景観を損なうだけでなく、悪臭の発生や、河川の水を汚染することで生態系にも影響を与えます。

ごみのない美しいまちを作るためには、一人一人の心掛けが大切です。適正なごみ処理について今一度考え、ルールを守って処理するよう努めましょう。

不法投棄を防ぐ適切な管理

不法投棄を防ぐためには、土地や建物の管理をしつかり行うこと

が大切です。特に、草が繁茂しているなど管理が不十分な場合、不法投棄されやすくなります。外部から簡単にごみを持ち込まれないように、柵やフェンスなどを設置したり、定期的に除草を行ったりすることで、ごみなどを捨てるににくい環境を作りましょう。

住みやすい環境を守る環境監視員

市内では現在、68人の環境監視員が、各地区での環境監視活動を定期的に行っています。

環境監視員は、河川のパトロールに加えて、ごみが捨てられそうな場所を巡回しながら、不法投棄を監視し、ごみのない美しい環境を守るための活動をしています。

インタビュー

環境問題は、私たち一人一人の問題です



環境監視員
坂元 三郎さん(久保原町)

環境監視員として6年間、地域の環境保全活動に取り組んでいます。横市地区では、まちづくり協議会の環境整備部会に地区内の環境監視員4人が参加。横

市川クリーン作戦やウオーキング大会などでも、ごみ拾いや環境学習を組み込むなど、住民の皆さんが環境について考える機会を設けています。

このほか、不法投棄の監視やごみステーションでの分別アドバイスなども行っています。これらの活動を通して不法投棄をなくし、住みよい生活環境の維持を目指しています。皆さんも、環境問題を「一人一人の問題」として捉え、解決のための取り組みに協力ください。

税金は納付期限までに納めましょう

税金は、国や地方の行政サービスを支える大切な財源です。税金を納めない人がいると、大多数の善良な納税者との公平性を欠きます。そのため、法律による強制力が必要なことから、納税の義務が定められています。

◎問い合わせ 納税課 ☎23-2126

日中来庁できない人向けに、夜間の相談窓口を開設しています

日時 毎週木曜日 19時まで
場所 納税課相談室

税金は自主納付が原則

雇用主が給与から天引きをする特別徴収を除き、税金は自主納付が原則です。会社に勤めている人は、特別徴収で納税されているか、雇用主に確認ください。

特別徴収の納税も忘れずに

特別徴収の納税は、雇用主が従業員の給与から預かって納付します。雇用主の皆さんは、納付期限内に納付ください。

公平性を守る

市では、病気や災害、失業など、やむを得ない理由で納付ができないなど、特別な事由で納税相談をした場合を除いて、滞納処分（差し押さえ）を行い、税の公平性を保っています。

11月以降の各税金の納付期限

税	月日	11月30日 (水)	12月26日 (月)	1月31日 (火)	2月28日 (火)	3月31日 (金)
固定資産税			●		●	
市県民税				●		
国民健康保険税		●	●	●	●	●
後期高齢者医療保険料		●	●	●	●	
介護保険料		●	●	●	●	

納税に携わる市職員の権限

法律により、官公庁や金融機関、滞納者の勤務先などに対して、次の権限が与えられています。

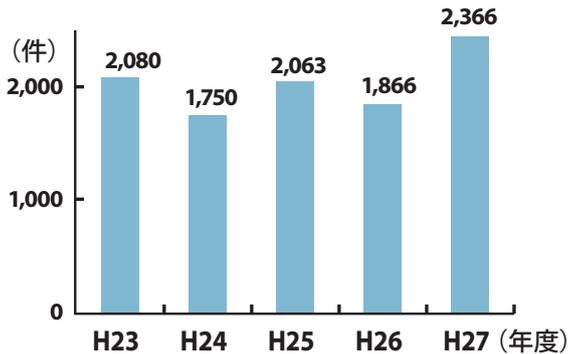
- ・滞納者の財産の調査や搜索
- ・財産調査に基づいた財産（預貯金・給与・生命保険・自動車・不動産など）の差し押さえ

ストップ！ 滞納

差し押さえを強化しています

一部の悪質な滞納者が引き起こす税の「不公平感」。市では、税の公平な負担のため、差し押さえを実施しています。納期が過ぎても「納付」や「相談」が無い場合や、「相談し約束をしたが守らない滞納者」には、毅然として差し押さえを執行します。

差し押さえ件数の推移

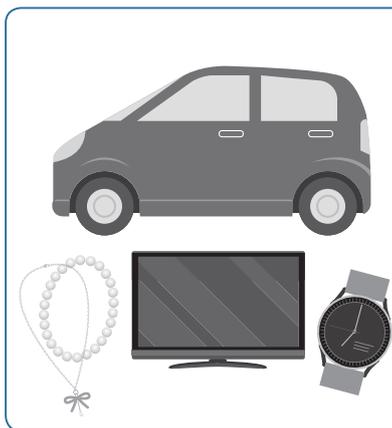


トピック

差し押さえ品は公売します

滞納者から差し押さえた品物などは、公売して税に充当されます。

差し押さえた預貯金などを合わせた、平成27年度の税充当額は、約8123万円でした。



軽四輪・三輪車の軽自動車税は、 新車登録年月などで税額が変わります



環境負荷の小さい車両の普及を図るため、新車登録年月（初度検査年月）や燃費基準などにより、軽四輪および三輪の軽自動車の税額が変わります。

車両の年式や燃費情報などは、車検証で確認してください。

◎問い合わせ

市民税課 ☎23-2123

平成29年度の税額

重課税額

新車登録から13年が経過した車両に対し、重課税額が適用されます。対象は、初度検査年月が平成16年3月以前の車両です。

新税額

平成27年4月以降に新車登録した車両は、新税額が適用されます。なお、平成28年度に軽課（グリーン化特例）が適用された車両は、29年度以降は新税額となります。

旧税額

平成16年4月以降で平成27年3月以前に登録された車両は、旧税額となります。

◎新車登録年月（初度検査年月）によって異なる税額

車種区分	旧税額		新税額	
	平成16年4月以降で平成27年3月以前の車両	平成27年4月以降の車両	平成16年3月以前の車両	平成27年4月以降の車両
四輪以上	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用・自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物用・営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	

軽課（グリーン化特例）
平成28年度内に新車登録された車両で、排出ガス性能および燃費性能の優れた車両には、平成29年度のみ軽課が適用されます。

◎軽課（グリーン化特例） ※平成29年度のみ適用

車種区分	電気自動車など ①	ガソリン車・ハイブリッド車 平成17年度排ガス基準75% 低減達成(★★★★)に限る			
		②	③		
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	

- ① 電気自動車および天然ガス自動車（ポスト新長期規制から窒素酸化物10%低減）
 ② 乗用：平成32年度燃費基準+20%達成車 貨物：平成27年度燃費基準+35%達成車
 ③ 乗用：平成32年度燃費基準達成車 貨物：平成27年度燃費基準+15%達成車

◎車種区分別の税額および申告先

車種区分	税額	申告(手続き)先
原動機付 自転車	50cc以下	2,000円
	50ccを超え90cc以下	2,000円
	90ccを超え125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊 自動車	農耕用(トラクターなど)	2,400円
	その他(タイヤショベルなど)	5,900円
軽二輪	125ccを超え250cc以下	3,600円
二輪の 小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円
軽四輪(乗用・貨物)	軽三輪	

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税します。4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度は全額課税されます。また、月割課税・還付はありません。
 解体や売却したときは、4月1日までに所定の手続きを完了してください。手続きをしない場合、次年度も課税されます。